

# 告 示

埼玉県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

毛呂山共同ビル

入間郡毛呂山町大字岩井二千六百二十一番地一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前） 鎌北土地建物株式会社 代表取締役 鎌北敏子

鎌北建設株式会社 代表取締役 鎌北武則

（変更後） 鎌北土地建物株式会社 代表取締役 鎌北武則

鎌北建設株式会社 代表取締役 鎌北龍児

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水信次

（変更後） 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎高治

## ハ 変更年月日

平成十八年三月一日 他

## ニ 届出年月日

平成二十二年四月六日

## 三 縦覧期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年四月二十三日から平成二十二年八月二十三日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課